

平成 29 年 3 月 2 日

「^{らいほうしん}来訪神：仮面・仮装の神々」の
ユネスコ無形文化遺産登録に向けた再提案の決定

我が国からのユネスコ無形文化遺産登録（代表一覧表記載）に向けた提案について、本日、無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において、別紙のとおり、「来訪神：仮面・仮装の神々」をユネスコに再提案することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

今後は、3月末にユネスコに提案書を提出し、平成30年秋にユネスコ政府間委員会（無形文化遺産保護条約政府間委員会）において審議が行われる予定です。

【外務省同時発表】

（参考）今後の予定

平成 29 年 3 月末	ユネスコ事務局に提案書を提出
平成 30 年 10 月頃	ユネスコ評価機関による事前審査の勧告
平成 30 年 11 月頃	ユネスコ政府間委員会において審議

<担当> 文化庁文化財部伝統文化課文化財国際協力室
室長補佐 濱田 泰栄（内線 3056）
係 長 荻原 知也（内線 2870）
電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-2870（直通）
FAX：03-6734-3820

来訪神行事の提案概要

1. 名 称

来訪神：仮面・仮装の神々

2. 内 容

仮面・仮装の異形の姿をした者が、「来訪神」として正月などに家々を訪れ、新たな年を迎えるに当たって怠け者を戒めたり、人々に幸や福をもたらしたりする行事。

3. 分 野

年中行事（儀式 rituals）

4. 構 成

国指定重要無形民俗文化財である「来訪神」行事 10 件

- ・ 甑島のトシドン（鹿児島県薩摩川内市）
- ・ 男鹿のナマハゲ（秋田県男鹿市）
- ・ 能登のアマメハギ（石川県輪島市・能登町）
- ・ 宮古島のパーントゥ（沖縄県宮古島市）
- ・ 遊佐の小正月行事（山形県遊佐町）
- ・ 米川の水かぶり（宮城県登米市）
- ・ 見島のカセドリ（佐賀県佐賀市）
- ・ 吉浜のスネカ（岩手県大船渡市）
- ・ 薩摩硫黄島のメンドン（鹿児島県三島村）
- ・ 悪石島のボゼ（鹿児島県十島村）

5. 保護措置

伝承者養成，記録作成，用具修理・新調，普及促進 等

6. 提案要旨

- 「来訪神：仮面・仮装の神々」は，正月など年の節目となる日に，仮面・仮装の異形の姿をした者が「来訪神」として家々を訪れ，新たな年を迎えるに当たって怠け者を戒めたり，人々に幸や福をもたらしたりする行事である。
- 「来訪神」行事は，伝承されている各地域において，時代を超え，世代から世代へと受け継がれてきた年中行事であり，それぞれの地域コミュニティでは，「来訪神」行事を通じて地域の結びつきや，時代を超えた人々の対話と交流が深められている。
- 「来訪神：仮面・仮装の神々」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載は，地域の人々の絆（きずな）としての役割を果たしている無形文化遺産の保護・伝承の事例として，国際社会における無形文化遺産の保護の取組に大きく貢献するものである。

(参考) これまでの経緯等

○「来訪神：仮面・仮装の神々」は、我が国より提案した「男鹿のナマハゲ」が平成23年のユネスコ無形文化遺産保護条約第6回政府間委員会（バリ・インドネシア）において、既に登録されていた「甕島のトシドン」との類似性を指摘され、「情報照会」の決定を受けたことを踏まえ、国指定重要無形民俗文化財（保護団体認定）の10件を構成要素としてグループ化し、「甕島のトシドン」の拡張提案として提案するものです。

平成21年 9月 ユネスコ無形文化遺産保護条約第4回政府間委員会（アブダビ・アラブ首長国連邦）において「甕島のトシドン」がユネスコ無形文化遺産に登録される。

平成23年11月 同第6回政府間委員会（バリ・インドネシア）において「男鹿のナマハゲ」が「情報照会」の決定を受ける。

平成28年 3月 「甕島のトシドン」を拡張し、「男鹿のナマハゲ」を含む国指定重要無形民俗文化財を「来訪神：仮面・仮装の神々」としてグループ化して提案。

平成28年 6月 ユネスコの審査件数の上限（50件）を上回る提案（56件）が各国よりあったため、無形文化遺産の登録がない国の審査を優先するという国際ルールに基づき、登録件数が世界第2位である我が国の審査が1年先送りされることとなる。

国指定重要無形民俗文化財である来訪神行事

「甕島のトシドン(こしきじまのとしどん)」(平成21年ユネスコ無形文化遺産登録)

所在地：鹿児島県薩摩川内市

指定年月日：昭和52年5月17日

保護団体：甕島のトシドン保存会

概要：

甕島のトシドンは、鹿児島県薩摩川内市の下甕島に伝承される、正月に行われる行事である。当地では、大晦日おおみそか(12月31日)の晩になると、トシドンと称する神が山の上に降り立ち、首のない馬に乗って人里を訪れるとされ、家々を巡り歩き、新年を祝福する。

トシドンには、男たちが扮する。長い鼻ふんに大きな口の奇怪な面を被り、藁わら蓑みののほか、シュロ(棕櫚)やソテツ(蘇鉄)の葉などを身に付ける。各家の戸口で馬の足音をさせてから屋内に入ると、特に子供達に、大声で脅したり、本人から日頃の暮らしぶりを問いただし、よい子になるよう諭し、ときとして褒めるなどする。こうして最後には、子供に褒美としてトシモチ(歳餅)と呼ぶ大きな餅を与え、背中に戴いただかせ、去っていく。歳餅としもちは、これを貰もらわないと1つ歳を取ることができないとされており、いわゆるお年玉の初原と考えられている。

この行事は、年初に当たって神々が訪れ、人びとに祝福を与え、あるいは訪れることで歳としが改まるといった行事である。類似の行事は全国に分布するが、なかでも甕島のトシドンは、我が国の民間信仰や神観念の形態をよく示しており、南九州の来訪神行事の典型例として重要である。



「男鹿のナマハゲ(おがのなまはげ)」(平成23年ユネスコ無形文化遺産「情報照会」)

所在地：秋田県男鹿市

指定年月日：昭和53年5月22日

保護団体：男鹿のナマハゲ保存会

概要：

男鹿のナマハゲは、秋田県男鹿市に伝承される、正月に行われる行事である。当地では、大晦日おおみそか(12月31日)の晩になると、ナマハゲと称する神が人里を訪れるとされ、家々を巡り歩き、新年を祝福する。昭和20年代までは小正月(1月15日)に行われていた。

囲炉裏いろりなどで長く暖をとっていると、手足に火斑ひだこができるが、これを当地ではナモミといい、何もしない怠惰の表れと解している。ナマハゲはそのナモミを剥ぎとってしまう、ナモミ剥ぎの転訛てんかとされ、すなわち怠惰を戒めるの意からそう呼ぶようになったとされている。ナマハゲは、各地区の青年たちが扮するが、大きな鬼の面を被り、ケデわらみの(藁蓑)を身にまとい、手には包丁や桶おけを持つなどして「泣く子はいねがー、親の言うこと聞がね子はいねがー」「この嫁は早起きするがー」などと大声で叫びながら家々を巡り、その都度、当家より料理や酒で丁重にもてなされ、去っていく。

この行事は、年初に当たって神々が訪れ、人びとに祝福を与え、地域に幸いをもたらすといった行事である。類似の行事は全国に分布するが、特に男鹿のナマハゲは、我が国の民間信仰や神観念の形態をよく示しており、秋田県男鹿半島における来訪神行事の典型例として重要である。



「能登のアマメハギ (のとのあまめはぎ)」

所在地：石川県輪島市・能登町

指定年月日：昭和54年2月3日

保護団体：能登のアマメハギ・面様年頭保存会

概要：

能登のアマメハギは、石川県輪島市及び能登町に伝承される、正月若しくは節分に行われる行事である。当地では、正月中の所定の日（6・14・20日など）あるいは節分の日（2月3日）の晩になると、アマメハギと称する神が人里を訪れるとされ、家々を巡り歩き、新春を祝福する。地域によってはメンサマと呼ぶところもある。

囲炉裏^{いろり}などで長く暖をとっていると、手足に火斑^{ひだこ}ができるが、これを当地ではアマメといい、何もしない怠惰の表れと解している。アマメハギはそのアマメを剥ぎとる、アマメ剥ぎに由来するとされ、怠惰を戒めるの意からそう呼ぶようになったという。アマメハギは、各地区の青年や子供たちが扮するが、その面は様々で、天狗面^{てんぐ}や鼻ベチャ面、猿面、あるいは男面・女面などがある。そして、手には包丁を持つなどして各家を訪れ「アマメを作っている者はいないか…アマメー」などと大声で叫び、怠け者や悪い者がいないか、そして怠惰を戒めつつ、家人に言い聞かせては去っていく。

この行事は、年初や初春に当たって神々が訪れ、人びとに祝福を与え、地域の災厄^{はら}を祓うといった行事である。類似の行事は全国に分布するが、なかでも能登のアマメハギは、我が国の民間信仰や神観念の形態をよく示しており、石川県能登半島の来訪神行事の典型例として重要である。



「宮古島のパーントゥ（みやこじまのぼーんとう）」

所在地：沖縄県宮古島市

指定年月日：平成5年12月13日

保護団体：島尻自治会，野原部落会

概要：

宮古島のパーントゥは，沖縄県宮古島市の宮古島に伝承される，季節の節目に行われる行事である。毎年，旧暦の9月上旬に行うところ（島尻）と，旧暦の12月最後の丑の日（野原）に行うところがある。この日，パーントゥと称する異形の神が巡り歩き，地域とその人びとの災厄を祓う。パーントゥとは，お化け，鬼神を意味する言葉であり，海の彼方からやってくるものとされている。

パーントゥには，若者や少年が扮する。体に蔓草（シイノキカズラ）を巻きつけ，その上から泥を全身に塗っていく。頭上には，マータとよぶススキを結んだものを1本挿し，片手には杖，もう一方の手には仮面を持って顔を隠す。そして，家々を訪れ，集落内を巡り，出会った人びとに泥を付けて歩き回る。なかでも，新築の家や赤子のいる家では，福をもたらすものとして歓迎される。

この行事は，秋・冬の節目に当たって神が訪れ，地域とその人びとの災厄を祓うとともに，幸いをもたらすといった行事である。類似の行事は南西諸島に分布するが，なかでも宮古島のパーントゥは，我が国の民間信仰や神観念の形態をよく示しており，沖縄地方の来訪神行事の典型例として重要である。



「遊佐の小正月行事（ゆざのこしょうがつぎょうじ）」

所在地：山形県遊佐町 指定年月日：平成11年12月21日

保護団体：遊佐のアマハゲ保存会

概要：

遊佐の小正月行事は、山形県遊佐町に伝承される、正月に行われる行事である。当地では、正月中の所定の日（1・3・6日など）の晩になると、アマハゲと称する神が人里を訪れるとされ、家々を巡り歩き、新年を祝福する。昭和10年頃までは一様に旧暦の小正月（1月15日）に行われていた。

囲炉裏^{いろり}などで長く暖をとっていると、手足に火斑^{ひだこ}ができるが、これを当地ではアマゲといい、何もしない怠惰の表れと解している。アマハゲはそのアマゲを剥ぎとる、アマゲ剥ぎに由来するとされ、怠惰を戒めるの意からそう呼ぶようになったという。アマハゲは、赤鬼や青鬼などの面を着け、藁^{わら}で編んだケンダンと称するものを幾重にも身に巻きつけ、若者たちが扮する。多くは、太鼓打ちとアマハゲ数名が一団となって巡るが、家に入ると戸主と新年の祝いを交わしたのち、身を揺すりながら大声をあげ、子供や娘、若嫁や若婿などを威嚇し、やがて太鼓の合図とともに終える。次に、酒や料理で接待を受けるが、このとき当家とアマハゲの間で餅の授受がある。

この行事は、年初に当たって神々が訪れ、人びとに祝福を与え、餅をやりとりするなどして地域の豊穰^{ほうじょう}を約束するといった行事である。類似の行事は全国に分布するが、なかでも遊佐のアマハゲは、我が国の民間信仰や神觀念の形態をよく示しており、山形県庄内地方の来訪神行事の典型例として重要である。



「米川の水かぶり（よねかわのみずかぶり）」

所在地：宮城県登米市

指定年月日：平成12年12月27日

保護団体：米川の水かぶり保存会

概要：

米川の水かぶりは、宮城県登米市に伝承され、二月初午（2月初午日）に行われる行事である。当地では、この日、藁わら蓑みのや被り物かぶりを付けた奇怪な姿の者たちが火伏せ（火災除け）を願って沿道の家々に水を掛けながら、社寺等を参詣する。

若者と厄年を迎えた者たちは、宿と称する特定の家を集まると、身にまとう藁みの状のものと、頭に被る大きな苞つと状のものを藁で作り始める。これをオシメという。できあがると、裸となってオシメを身に付け、顔には墨を塗って黒くする。こうして一同は列をなして諸社寺へと向かうが、その途中、各家が用意しておいた水を屋根に掛けながら走っていく。水かぶりの一行が通りかかると、人びとは競ってオシメの藁まよを引き抜き、これを屋根の上に載せておく。こうすると火伏せになる、魔除けになるといわれている。



この行事は、初午に行われる火伏せの行事であるが、同時に若者たちが異装をし、正体がわからないようにして現れるなど、異形異装の来訪神行事の要素も併せ持っている。米川の水かぶりは、我が国の民間信仰や神観念の形態をよく示しており、宮城県北部における火伏せ行事の代表例であるとともに、地域的特色を有したものである。

「見島のカセドリ（みしまのかせどり）」

所在地：佐賀県佐賀市

指定年月日：平成15年2月20日

保護団体：加勢鳥保存会

概要：

見島のカセドリは、佐賀県佐賀市に伝承される、初春に行われる行事である。現在、当地では、2月の第2土曜を行事日としているが、かつては旧暦の小正月（1月14日）に行っていた。この日の晩、神の使いとされるカセドリが家々を巡り歩き、新年を祝福する。

カセドリは、若者たちが扮する。雌雄1対とされることから、2名で行う。身にはわらみの藁蓑をまとい、頭には目と鼻、口だけを出して白手拭いを巻き、その上からかさ笠を被る。そして、手には長さ2メートルほどの青竹を持つ。この青竹は、下半分を縦に細かく裂いたもので、叩きつけるとガシャ、ガシャと音が出るようになっている。カセドリは、青竹を引きずって暗い夜道を歩き、屋敷内に入ると、青竹の先を地面にす擦りつけながら家内に勢いよく走り込み、上がりがまち框や座敷に上がってしばらく青竹を打ち鳴らす。その後、頃合いを見計らって家人が酒や茶などをカセドリに振る舞ったのち、最後にもう一度、青竹を打ち鳴らして去っていく。

この行事は、初春に当たって神の使いが訪れ、人びとに祝福を与えるとともに、悪霊をはら祓い、その年の家内安全や五穀豊稔ごこくほうじょうを祈願するといった行事である。類似の行事は全国に分布するが、なかでも見島のカセドリは、我が国の民間信仰や神観念の形態をよく示しており、九州北部の来訪神行事の典型例として重要である。



「吉浜のスネカ（よしはまのすねか）」

所在地：岩手県大船渡市

指定年月日：平成16年2月6日

保護団体：吉浜スネカ保存会

概要：

吉浜のスネカは、岩手県大船渡市に伝承される、正月に行われる行事である。当地では、小正月（1月15日）の晩になると、スネカと称する神が山から人里を訪れるとされ、家々を巡り歩き、春の到来を祝福する。日にちの移行はなく、昭和30年代までは旧暦で行っていた。

囲炉裏などで長く暖をとっていると、脛などに火斑すねができるが、これを当地では怠惰ひだこの表れと解している。スネカは、そうした脛の皮を剥ぐ意のスネカワタグリ（脛皮たぐり）に由来するとされ、つまりは怠惰を戒めることからそう呼ぶようになったという。スネカは男たちが扮するが、面は鬼とも馬ともつかない奇怪なもので、藁わら蓑みのや毛皮などを身に付け、背には俵を背負い、手にはキリハと称する小刀を持つ。腰にはたくさんのアワビの殻を吊り下げており、ジャラジャラと音がすることから、家人はその到来を察知する。スネカは各家の庭先に着くと、戸を揺すったり、爪で引っ掻くなどしてから屋内に入り、上がりがまち 框かまちに足をかけたり、座敷に上がり込んで、キリハを振りかざして威嚇する。子供たちが泣き叫んだり、逃げ出そうとする中「カバネヤミ（怠け者）いねえが」「泣くワラシいねえが、言うこと聞かねワラシいねえが」などと声を張り上げる。しばらくして、家人は「カバネヤミも泣くワラシもいねえがら、餅あげっから帰ってけらっせん」などといって、スネカの退散を促す。

この行事は、年初に当たって神々が訪れ、人びとに春を告げ、その年の豊穰ほうじょうをもたらすとともに、怠け者や泣く子を戒めるといった行事である。類似の行事は全国に分布するが、特に

吉浜のスネカは、我が国の民間信仰や神観念の形態をよく示しており、岩手県三陸地方における来訪神行事の典型例として重要である。



「薩摩硫黄島のメンドン（さつまいおうじまのめんどん）」

所在地：鹿児島県三島村（みしまむら）

指定年：平成29年

保護団体：硫黄島の八朔太鼓踊り保存会（いおうじまのはっさくたいこおどりほぞんかい）

概要：

薩摩硫黄島のメendonは、鹿児島県三島村の硫黄島に伝承される、季節の節目に行われる行事である。毎年、八朔^{はっさく}の行事日となる旧暦の8月1日・2日に、メendonと称する神が現れ、地域と人びとの邪気を追い祓^{はら}う。

メendonには、若者や子供たちが扮する。蓑^{ふん}を身にまとい、頭にはテゴと呼ぶ籠^{みの}に紙を貼って作った奇怪な面を被る。手にはスッベと呼ぶ枝葉を持つ。夕方、神社の前で若者たちが輪になって太鼓踊りをしていると、突如、拝殿奥から1体のメendonが走り込んできて、踊り手の周囲を3周し、去っていく。これが終わると、次々とメendonたちが走ってきては、踊りの邪魔をしたり、飲食に興じる観客たちの中に分け入るなど、悪戯^{いたづら}をはじめめる。手に持つ枝葉でしきりに叩^{たた}くが、これに叩かれると魔が祓われてよいなどという。こうして、メendonらは神社を出たり入ったりしながら、せわしく駆け回るが、踊りの終わったあとも夜中まで所かまわず出沒^{はいかい}、徘徊している。

この行事は、夏・秋の節目に当たって神が訪れ、地域とその人びとの災厄を祓うとともに、幸いをもたらすといった行事である。類似の行事は南西諸島に分布するが、なかでも薩摩硫黄島のメendonは、我が国の民間信仰や神観念の形態をよく示しており、種子島・屋久島地方における来訪神行事の典型例として重要である。



「悪石島のボゼ（あくせきじまのぼぜ）」

所在地：鹿児島県十島村（としまむら）

指定年：平成29年

保護団体：悪石島の盆踊り保存会（あくせきじまのぼんおどりほぞんかい）

概要：

悪石島のボゼは、鹿児島県十島村の悪石島に伝承される、季節の節目に行われる行事である。毎年、盆の最終日となる旧暦7月16日に、ボゼと称する神が現れ、地域と人びとの邪気を追い祓う。

ボゼには、3名の若者たちが扮する。赤土と墨を塗りつけた異様な仮面を被り、体にはビロウの葉を巻き付け、手足にはシュロ皮やツグの葉を当てがう。手には、それぞれボゼマラと称する男根を模した長い杖を持つ。この日の夕方、ボゼは呼び太鼓の音に導かれ、盆踊りで人びとが集まる広場に現れる。ボゼは、ボゼマラの先端に付けた赤い泥を擦り付けようと、観衆を追い回す。この泥を付けられると、悪魔祓いの利益があるとされ、特に女性は子宝に恵まれるなどという。騒ぎがしばらく続いたのち、太鼓の音がゆったりとしたリズムに変わると、ボゼは体を揺るようにして踊りはじめ、再度急変の調子で再び暴れだし、その場を去っていく。

この行事は、夏・秋の節目に当たって神が訪れ、地域とその人びとの災厄を祓うとともに、幸いをもたらすといった行事である。類似の行事は南西諸島に分布するが、なかでも悪石島のボゼは、我が国の民間信仰や神観念の形態をよく示しており、トカラ列島における来訪神行事の典型例として重要である。



ユネスコ無形文化遺産について

(参考)
2017年3月現在

条約の概要

2003年 **無形文化遺産保護条約** 採択 [2004年 日本締結(世界で3番目), 2006年 発効]
※世界遺産条約【有形遺産】(1972年採択, 1975年発効)

【目的】 ■ 無形文化遺産の保護
 ■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)の作成**」
 ■ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成
 ■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数:172

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

現在 **21件**
世界全体では366件

重要無形文化財 文化審議会決定
 重要無形民俗文化財 情報照会

2008	のうがく 能楽	にんぎょうじょうりぶらんく 人形浄瑠璃文楽	かぶき 歌舞伎
2009	ががく 雅楽 こしじまのとしどん 甌島のトシドン【鹿児島】 ちゃっきらこ チャッキラコ【神奈川】	おぢやちみ・えちごじょうふ 小千谷縮・越後上布【新潟】 おくのとのあえのこと 奥能登のあえのこと【石川】 だいにちどうぶがく 大日堂舞楽【秋田】	はやちねかぐら 早池峰神楽【岩手】 だいもくたて 題目立【奈良】 あきうのたうえおどり 秋保の田植踊【宮城】 あいぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊【北海道】
2010	くみおどり 組踊	ゆうきつむぎ 結城紬【茨城・栃木】	
2011	みぶのはなたうえ 壬生の花田植【広島】	さだしんのう 佐陀神能【島根】	ほんみのし ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやまつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ 【情報照会】 本美濃紙, 秩父祭の屋台行事と神楽, 高山祭の屋台行事, 男鹿のナマハゲ
2012	なちのてんがく 那智の田楽【和歌山】		
2013	わしよく 和食:日本人の伝統的な食文化	にほんじんのでんとうてきなしょくぶんか	
2014	わし 和紙:日本の手漉和紙技術【石州半紙, 本美濃紙, 細川紙】	にほんのてすきわしぎじゆつ せきしゅうはんし ほんみのし ほそかわし	※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。
2016	やまほこやたいぎょうじ 山・鉾・屋台行事	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】、日立風流物【茨城】に、国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として拡張登録。	
提案中	らいほうしん かめんかそうのかみがみ 来訪神:仮面・仮装の神々	※甌島のトシドンに、重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のパーントゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張提案【2017年3月提案予定】	

登録までの流れ

- 締約国からユネスコに申請(毎年3月)
- ↓
- 【毎年、各国1件の審査件数の制限】
- * 2017・2018年は2年に1件の審査保障
- * 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先
- ↓
- 評価機関による審査
- ↓
- 政府間委員会において決定(翌年11月頃)
- ① 記載(inscribe)
- ② 情報照会(refer)⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

- 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
- 1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。

(a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
 (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
- 2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに**貢献**するものであること。
- 3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。
- 4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。
- 5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。